リオ等を設定し記載することもできる。

３．経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第４　事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の内容及び計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項

１　組織再編成等の内容

⑴　実施した組織再編成等

（記載上の注意）

実施した組織再編成等が該当する法第 34 条の 10 第１項各号に掲げる組織再編成等（同項第８号に掲げるものを除く。以下この様式において同じ。）の号番号及び当該組織再編成等の内容の概要を記載すること。なお、預金保険機構（以下「機構」という。）が定める交付限度額について、資本増強に関する業務改善命令を受けた金融機関等を当事者とする組織再編成等又は業態を超えた合併（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和 43 年法律第 86 号）第３条の規定による合併をいう。）の場合に適用できる額で申請する場合は、その旨記載すること。

⑵　実施時期

２　計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に向けた経営基盤の強化のための措置の内容

⑴　経営基盤の強化のための措置の概要及び実施時期

措置の名称		実施予定時期	措置の概要	見込まれる効果の概要	資金交付
①					
②					
③					

（記載上の注意）

１．「措置の名称」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置をその種類又は内容に応じて大別し、当該種類又は内容を表す適切な名称を付し、記載すること。

２．「実施予定時期」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置の主な取組の内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。

３．「措置の概要」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置の内容について、その概要を記載すること。

４．「見込まれる効果の概要」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置により得られると見込まれる経営の改善について定量的な情報も含めてその概要を記載すること。

５．「資金交付」欄は、機構との資金交付契約に基づいて交付を受けた資金を実施しようとする経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費の一部に充てることを予定している場合には、〇印を記載すること。

６．経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

７．適宜、行を追加すること。

⑵　経営基盤の強化のための措置の内容

（記載上の注意）

実施しようとする経営基盤の強化のための措置の名称及び具体的な取組の内容について記載すること。

３　経営基盤の強化のための措置の実施により得られると見込まれる経営の改善により計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られることを示す事項

（記載上の注意）

１．実施しようとする経営基盤の強化のための措置により得られると見込まれる経営の改善状況について記載すること。この場合において、経営の改善に関連する各種指標については、（別表）により過去の実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見通しを記載すること。

２．当該経営の改善を踏まえた計画実施地域における基盤的金融サービスの提供について、第３において持続的に提供することが困難となるおそれがあるとした事項の改善の状況並びに実施計画の実施期間中において提供する基盤的金融サービスの内容及び改善の見込みについて記載すること。

３．経営基盤の強化のための措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害するおそれその他の金融秩序を乱すおそれがないことを示す事項について記載すること。

第５　中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資する方策

（記載上の注意）

経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

１　中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資するための方針

（記載上の注意）

１．毎年９月末日及び３月末日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表）に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

２．銀行業高度化等会社（農林中央金庫法第 72 条第１項第 12 号、農業協同組合法第 11 条の 66 第１項第９号又は水産業協同組合法第 87 条の２第１項第９号に規定する会社をいう。以下同じ。）又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針を記載すること。

２　中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービスの実施体制の整備のための方策

（記載上の注意）

中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービスの実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。